

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、米代川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。

2. 事務局は、4市及び能代河川国道事務所調査第一課で行う。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(会議資料の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年〇月〇日から施行する。

〈別表1〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）委員（案）

委員	能代市長	
	北秋田市長	
	大館市長	
	鹿角市長	
	秋田県	総務部 危機管理監
	秋田県	建設部長
	秋田県	山本地域振興局長
	秋田県	北秋田地域振興局長
	秋田県	鹿角地域振興局長
	気象庁	秋田地方気象台長
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所長

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策幹事会（仮称）委員（案）

委員	能代市	総務部 次長兼総務課防災危機管理室長
	能代市	都市整備部 次長兼道路河川課長
	北秋田市	総務部 総務課長
	北秋田市	建設部 建設課長
	大館市	総務部 危機管理課長
	大館市	建設部 都市計画課長
	鹿角市	総務部 危機管理監兼危機管理室長
	鹿角市	建設部 都市整備課長
	秋田県	総務部 総合防災課長
	秋田県	建設部 河川砂防課長
	秋田県	山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	山本地域振興局 建設部 工務課長
	秋田県	北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	北秋田地域振興局 建設部 工務課長
	秋田県	鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長
	秋田県	鹿角地域振興局 建設部 工務課長
	気象庁	秋田地方気象台 防災管理官
	気象庁	秋田地方気象台 観測予報管理官
	国土交通省	東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長

協議会で確認する目標と取り組み(案)

5年間で達成する目標

米代川では平成27年の関東・東北豪雨等での教訓を踏まえ、平成19年洪水を契機に取り組んできた「総合的な治水対策」10年の節目にさらに発展させ、米代川で発生し得る大規模水害に対し、『「逃げ遅れない」「備える」「早期の回復」』することにより氾濫被害の最小化を目指す。

※逃げ遅れない・・・立ち退き避難が必要な地域から安全に避難すること

※備える・・・危険箇所の把握や確実な避難等により被害を最小化するための体制

※早期の回復・・・被災した際に早期に元の生活を取り戻すこと

目標達成に向けた3本柱

1. 住民が自ら安全に避難するための取り組み
2. 災害時に人命と財産を守る水防体制の強化
3. 一刻も早く日常生活を取り戻すための取り組み

目標を達成するための具体的な取り組み項目

1. 住民が自ら安全に避難するための取り組み

(1) リスク情報の周知や防災教育・訓練等に関する事項

① 米代川流域内合同危機管理演習の実施

⇒ 災害時の連絡体制の確認と最新の防災システムへの対応【継続】

② 教育機関等と連携した防災教育の拡充 ⇒ モデル校への支援【新規】

③ ハザードマップの改良

⇒ 避難行動に直結したわかりやすいハザードマップの作成【継続】

④ 浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションの公表

(2) 発災時の迅速かつ確実な避難に関する事項

① タイムラインの検証と改善

⇒ 作成したタイムラインの改善(要配慮者からの目線)【継続】

② リアルタイムな情報共有(水位、避難情報等)

⇒ 各市でエリアメールの導入や防災無線の活用による住民への周知【継続】

2. 災害時に人命と財産を守る水防体制の強化

① 水防団等の重要水防箇所の合同巡視 ⇒ 首長と住民の参加【継続】

② 水防資機材等の整備 ⇒ 情報共有【継続】

③ 大規模水害を想定した実働的な水防訓練の実施

⇒ 各自治体による水防訓練【継続】

3. 一刻も早く日常生活を取り戻すための取り組み

① 住民参加の防災訓練

⇒ 関係機関、住民参加の防災訓練(防災拠点の活用)【継続】

② 排水ポンプ施設の排水訓練の実施

⇒ 排水施設の点検と排水訓練の実施【継続】